

田越川流域治水協議会、森戸川流域治水協議会、酒匂川流域治水協議会、山王川流域治水協議会、及び、早川流域治水協議会  
合同開催

日 時：令和8年3月18日（水）

場 所：書面による開催

議 題

1) 協議会規約（案）について

資料1

2) 流域治水プロジェクト（案）について

資料2

3) 流域治水プロジェクト取組事例集（案）について

資料3

※ 上記の議題について、別紙「意向意見書」へ御意見等を記入し、令和8年3月25日（水）までに事務局へ送付してください。

## 早川流域治水協議会 規 約

(名称)

第1条 この会議は、「早川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、令和元年東日本台風をはじめとした近年の激甚な水害や、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、早川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、いわゆる「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会の運営、進行及び招集は、事務局が行う。

3 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者の参加を協議会に求めることができる。

4 協議会は、必要に応じて第1項の協議会構成員の一部又は指名する者等からなる幹事会や特定課題を検討するための専門部会を設置し、協議会の実施事項の一部を行わせることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

(1) 早川水系で行う流域治水の全体像を共有・検討

(2) 氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と実施に関する協議

(3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

(4) その他、早川水系における治水に関する必要な事項

(事務局)

第5条 協議会及び幹事会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部河港課に置く。

(雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第7条 本規約は、令和3年3月26日から施行する。

本規約は、令和3年9月13日に改定する。

本規約は、令和5年3月24日に改正する。

本規約は、令和7年3月21日に改定する。

本規約は、令和8年3月 日に改定する。

別表1

(協議会構成員)

自治体名	協議会委員	幹事会幹事	備考
神奈川県	くらし安全防災局 防災部 危機管理防災課長	応急対策グループ グループリーダー	
	環境農政局 総務室 企画調整担当課長	企画調整グループ グループリーダー	
	環境農政局 緑政部 森林再生課長	基盤整備グループ グループリーダー	
	環境農政局 農水産部 農地課長	農地企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市計画課長	都市企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市整備課長	土地区画整理グループ グループリーダー	
	県土整備局 都市部 都市公園課長	整備運営グループ グループリーダー	
	県土整備局 道路部 道路企画課長	計画グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 河港課長	河川調査グループ グループリーダー	事務局
		河川整備グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 防災なぎさ担当課長	河川防災グループ グループリーダー	
		なぎさグループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 砂防課長	砂防・急傾斜地グループ グループリーダー	
		土砂対策グループ グループリーダー	
	県土整備局 河川下水道部 下水道課長	公共下水道グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 住宅計画課長	住宅企画グループ グループリーダー	
	県土整備局 建築住宅部 建築指導課長	開発指導グループ グループリーダー	
県土整備局 県西土木事務所 小田原土木センター所長	河川砂防第一課長		
教育局 総務室 管理担当課長	総務グループ グループリーダー		
小田原市	建設部長	道水路整備課長	窓口担当

小田原市		国県事業推進課長	
		建設部副部長 (みどり公園課長事務取扱)	
		建築課長	
	上下水道局長	下水道整備課長	
	都市部長	都市計画課長	
		開発審査課長	
		建築指導課長	
	防災部長	防災部副部長 (防災対策課長事務取扱)	
農林業振興担当部長	農政課長		
箱根町	企画観光部長	観光課長	
	総務部長	総務防災課長	
	環境整備部長	都市整備課長	窓口担当
		上下水道温泉課長	
農林水産省	林野庁関東森林管理局 東京神奈川森林管理署長	治山グループ 総括治山技術官	

更新なし

～ 事前防災対策の加速を軸とした流域治水への転換～

○ 令和元年東日本台風では、各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、早川水系においても、ハード・ソフト一体となった実効性のある事前防災対策を加速していくために、以下の取組を実施していくことで、年超過確率1/10の規模の洪水を安全に流下させ、流域における浸水被害の軽減を図る。



**■ 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策**

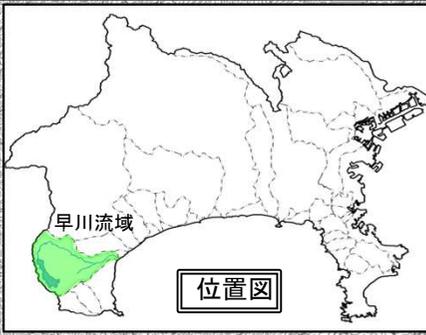
- ・護岸整備、河道掘削
- ・持続可能な施設能力の維持（湖尻水門の長寿命化対策）
- ・湖尻水門による事前放流の実施・柔軟な運用の検討
- ・砂防堰堤等の整備（「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策）
- ・一定規模以上の開発行為に対する雨水貯留・浸透施設の設置義務づけ
- ・上流域における森林整備及び治山対策等

**■ 被害対象を減少させるための対策**

- ・災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進と立地抑制
- ・水災害リスク情報の充実（内水浸水想定区域図等）
- ・水災害リスク情報空白地帯の解消（土砂災害警戒区域等）等

**■ 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策**

- ・ハザードマップの改良、周知、活用
- ・危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の設置・更新
- ・防災教育や防災知識の普及
- ・避難指示の発令に着目したタイムラインの検証・見直し
- ・要配慮者利用施設への対応等を考慮した避難計画の作成および避難訓練の実施
- ・マイ・タイムラインの取組推進
- ・避難行動や被害軽減行動を実行するための情報提供
- ・水災害リスク情報の充実、水災害リスク情報空白地帯の解消
- ・タイムラインに基づく実践的な訓練の実施
- ・水防活動の効率化及び水防体制の強化に向けた取組等



\* 河川管理上必要な河道掘削や樹木伐採を適宜実施する。  
\* 具体的な対策内容については、今後、調査・検討等により変更となる場合がある。

- 早川では、県、市町等が一体となって、以下の手順で「流域治水」を推進する。
  - 【短期】 河川における対策と合わせて、土砂災害対策や森林整備・治山対策等を進める。
  - 【中期・中長期】 引き続き、取組事業を推進していく。
- あわせて、立地適正化計画の推進及び立地抑制等を進める。また、避難体制の強化や観測機器の設置拡大等のソフト対策を実施する。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			短期	中期	中長期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	護岸整備、河道掘削	神奈川県	護岸整備、河道掘削		
	持続可能な施設能力の維持	神奈川県	長寿命化計画に基づく施設の更新(湖尻水門)		
	水門による事前放流の実施	神奈川県	湖尻水門による事前放流の実施・柔軟な運用の検討		
	砂防堰堤等の整備 (「いのち」と「くらし」を守る土砂災害対策)	神奈川県	砂防堰堤等の整備		
	上流域の森林整備等	東京神奈川森林管理署 神奈川県	水源かん養又は山地災害防止の機能維持増進を図るための森林整備及び治山対策		
被害対象を減少させるための対策	リスクが高い区域における立地抑制(立地適正化計画の推進)	小田原市	災害リスクを踏まえた立地適正化計画の推進及び立地抑制		
	水災害リスク情報の充実(水災害リスク情報空白地裁の解消)(内水浸水想定区域図等)	神奈川県 小田原市	ハザードマップへの内水浸水想定区域図等の反映、周知		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	ソフト対策のための整備	神奈川県	危機管理型水位計・簡易型河川監視カメラ等の観測機器の設置拡大		
	避難体制等の強化	神奈川県、小田原市、箱根町	大規模氾濫減災協議会における取組方針に基づき実施		



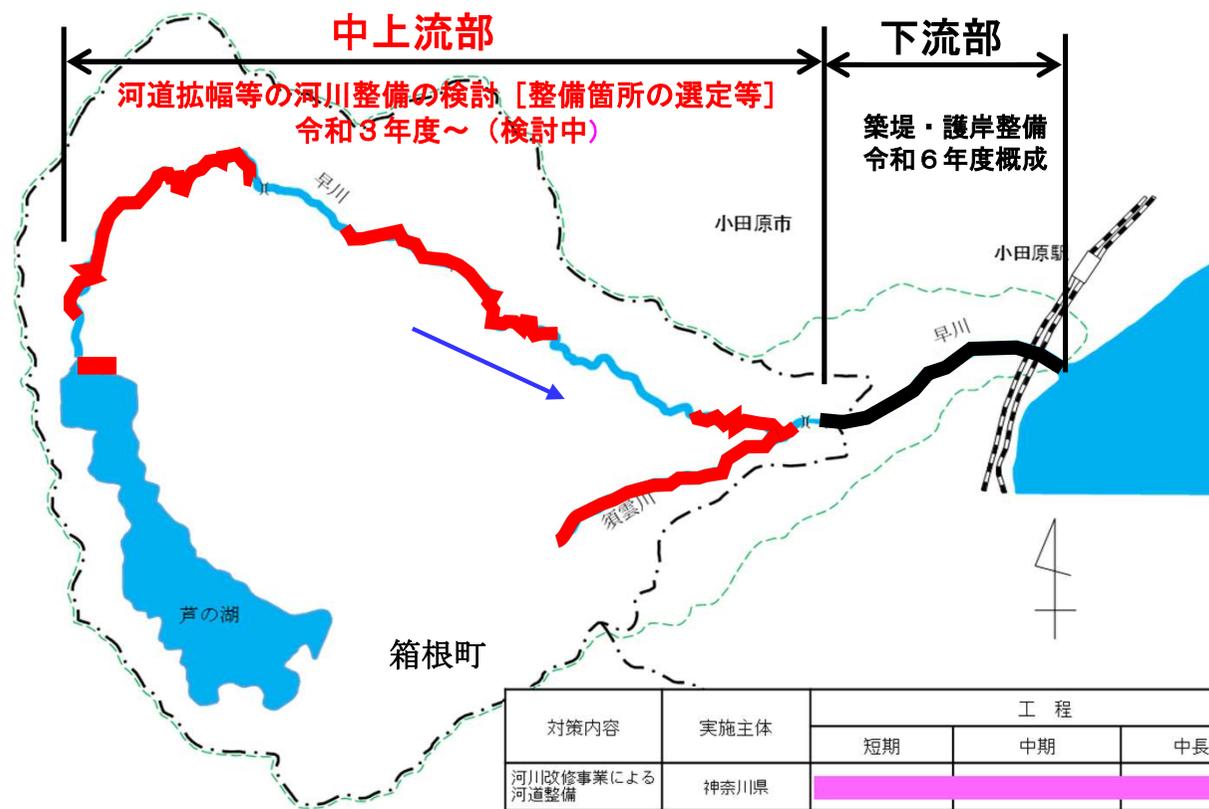
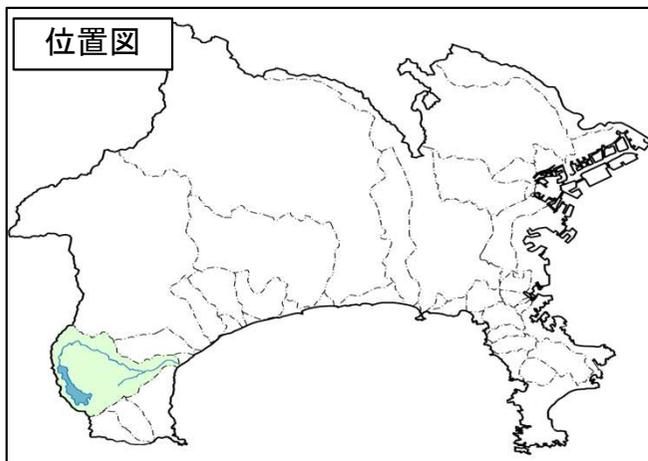
(案)

# 流域治水プロジェクトの取組事例集 (早川水系)

(早川流域治水協議会)

- 早川水系早川は、昭和52年の台風第9号や平成19年の台風第19号などにより、浸水被害が発生している。
- 築堤等の河道整備を実施し、早川の下流区間では、治水安全度の向上を図っている。

### 実施状況

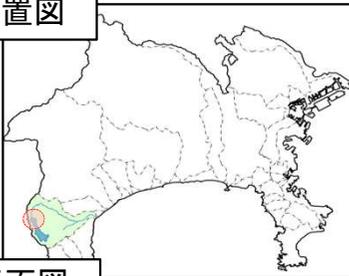


早川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県

- 早川水系早川に設置された湖尻水門は、早川の洪水防除及び芦の湖の貯留機能の維持を図ることを目的に設置された重要な施設である。
- 本施設は、平成2年の完成から約32年が経過しており、各施設の老朽化が進行しているため、補助事業により水門施設の更新等を計画的・集中的に実施し、施設機能の確保を図っている。

### 実施状況

位置図



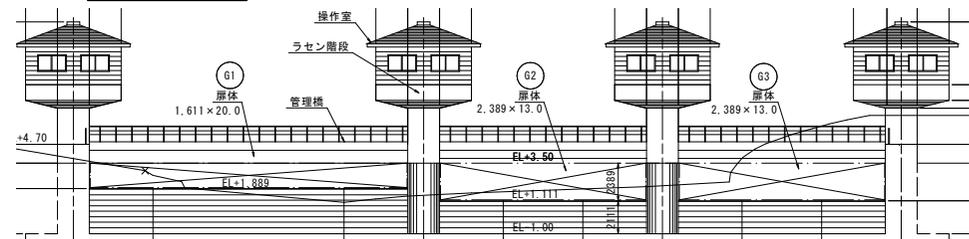
【全体計画】(補助事業)  
 河川名 : 二級河川早川水系早川  
 施設名 : 湖尻水門  
 事業内容: ゲート設備、制御機器  
 電気設備、警報局設備更新  
 事業期間: R2~

平面図



湖尻水門

制御機器更新(操作盤システム改修)



湖尻水門



警報局



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
長寿命化計画に基づく湖尻水門の更新	神奈川県	▶		

早川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
**神奈川県**

- 湖尻水門では、芦の湖及び早川の治水上の安全を図るため、操作規則に基づき、芦の湖の水を早川に放流していますが、平成17年に早川で浸水被害が発生したことを受けて、予め、下流の早川に放流して芦の湖の水位を下げる事前放流を、平成18年度から行っている。
- 令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえ、これまでより24時間早い段階から事前放流を開始する見直しを令和2年6月に行い、浸水被害の軽減を図っている。

## 実施状況

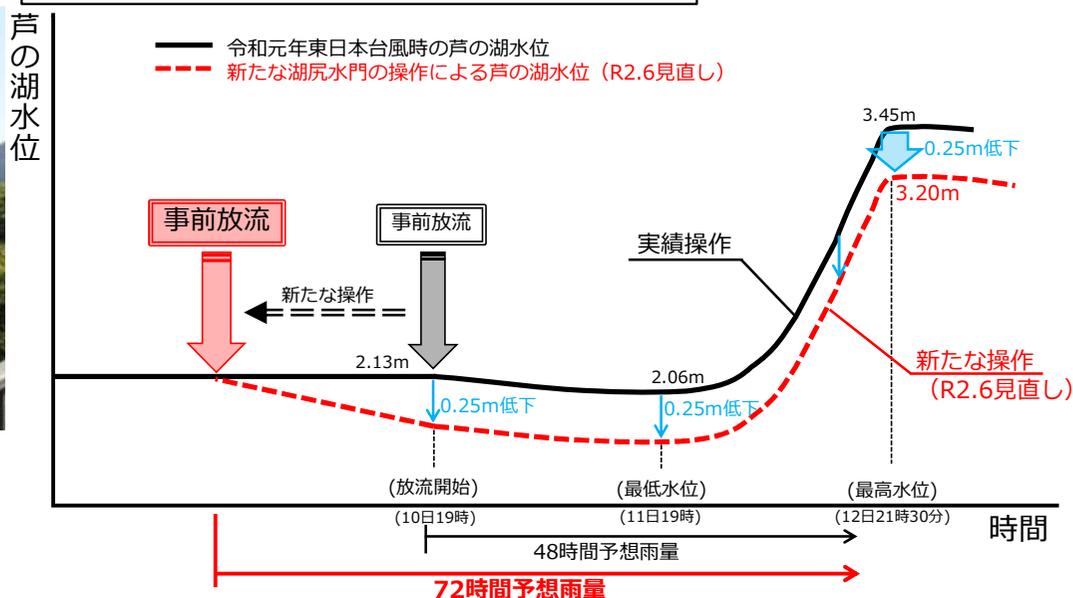
位置図



湖尻水門



湖尻水門の事前放流イメージ (R2.6見直し)



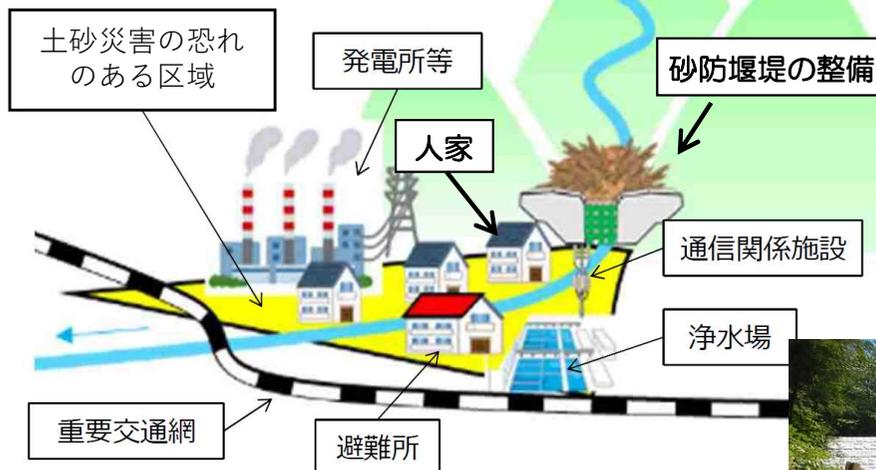
対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
水門による事前放流の実施	神奈川県	▶		

早川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
神奈川県

- 早川流域における溪流浸食・溪岸崩壊がみられ荒廃が進んでいる溪流は、今後の豪雨等により土石流が発生する恐れがあり、土石流が発生した場合、土石流が氾濫する区域内にある人家等に被害を及ぼす恐れがあるため、砂防事業により砂防堰堤の整備を進めている。

## 実施状況

### 整備イメージ



### 現地状況



### 砂防堰堤の整備例



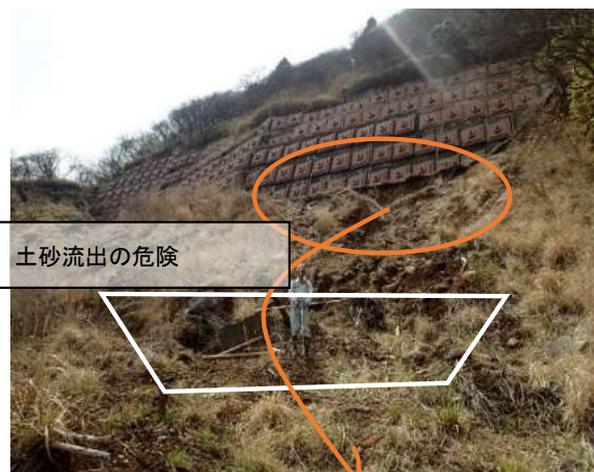
- 森林の維持・造成を通じて、水源かん養機能等の森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、必要な箇所について治山施設の設置や森林整備を行う。

実施状況

位置図



崩壊状況



土留工、水路工設置状況



既存の山腹工(グラウンドアンカー工)の下部の一部に崩壊が見られた。崩壊の拡大を防止し、斜面の安定を図るため、土留工及び水路工を施工した。

対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
上流域等の治山対策、森林整備	神奈川県	▶		

- 小田原市では、人口減少・超高齢社会を踏まえた持続可能なまちづくりに取り組むため、生活に必要な機能を都市の拠点周辺に誘導するとともに、公共交通ネットワークによりその拠点間を結ぶ、コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を目指し、平成29年3月に立地適正化計画を策定した。
- 近年、気候変動の影響等により頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和5年3月に災害リスクを勘案した居住誘導区域の変更を行うとともに、防災・減災対策を定める「防災指針」を策定した。

## 取組内容

○ 最新の浸水想定区域を反映した居住誘導区域の設定により、災害リスクの低いエリアへと居住を緩やかに誘導する。

### 居住誘導区域の設定の考え方・フロー

基本的な考え方に基づく範囲の抽出  
 ・拠点：都市機能誘導区域と同範囲  
 ・周辺市街地：拠点及び鉄道駅の徒歩圏  
 ・基幹公共交通沿線：公共交通の幹線（バス）の路線沿線

土地利用・都市基盤の観点から区域を抽出  
 ※災害リスクの観点から踏まえて設定

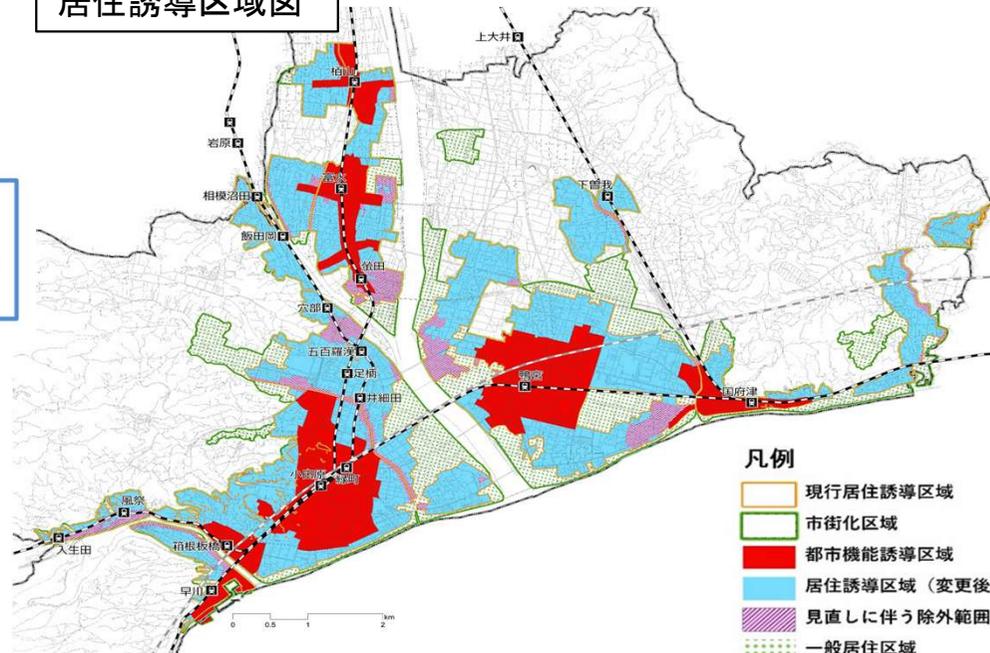
用途地域、地形・地物等を境界として区域を設定

居住誘導区域

### 居住誘導区域に含めない区域

- ・ 災害時のリスクを考慮し、土砂災害、津波被害、浸水被害などのハザード指定区域や甚大な被害が想定される一定区域を居住誘導区域に含めないものとしている。
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害特別警戒区域（土石流）
- ・ 洪水浸水想定区域（浸水深3m以上）
- ・ 津波浸水想定区域（浸水深2m以上）
- ・ 高潮浸水想定区域（浸水深3m以上）
- ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域

居住誘導区域図



凡例

- 現行居住誘導区域
- 市街化区域
- 都市機能誘導区域
- 居住誘導区域（変更後）
- 見直しに伴う除外範囲
- 一般居住区域

対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
立地適正化計画の推進	小田原市	▶		

早川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体

小田原市

# 避難体制等の強化 【マイ・タイムラインの取組推進】

被害の軽減、  
早期復旧・復興  
のための対策

- 小田原市では、市民ひとり一人に、自分の住んでいる地域の地震、津波災害や河川洪水、土砂災害など各種災害の危険性を確認し、いざという時に適切な行動をとれるよう、啓発資料「わが家の避難行動マニュアル」を配布してきた。
- 令和3年5月20日に避難情報（警戒レベル3～5）が変更されたことなどに伴い、改訂版を作成し、災害リスクの情報を地区ごとに一元化した小田原市ハザードマップ（令和4年9月作成）へ掲載している。

## 取組内容

- ハザードマップの一元化
  - ・ 小田原市内を8地区に分割し、洪水、土砂、高潮、津波のハザードマップを1面に集約したハザードマップを作成
  - ・ 情報面には、「マイ・タイムライン」記入シートもあり、市民それぞれが避難行動を整理できるようにしている。

ハザードマップ



わが家の避難行動マニュアル



対策内容	実施主体	工程		
		短期	中期	中長期
マイタイムラインの取組推進	小田原市			

早川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
小田原市、箱根町

- 「防災出前講座」を開催し、町民等に防災に関する知識・技能の普及啓発を行い、地域の災害対応力の強化を図るとともに、地域防災の担い手となる人材の発掘に努めている。

## 組 内 容

### 【令和3年度】

- 第1回 「箱根町に起こる災害」
- 第2回 「マイタイムライン」
- 第3回 「ハザードマップの使い方」
- 第4回 「総合防災センター研修」
- 第5回 「日ごろの備え」
- 5科目20回実施、延べ165名受講

令和3年7月に実施した「マイタイムライン」の講座の様子



### 【令和4年度】

- 第6回 「地域の防災活動」
- 第7回 「救助技術」
- 第8回 「避難所のルール作り」
- 第9回 「避難所生活体験」
- 第10回 「避難所運営体験」
- 5科目22回実施、延べ132名受講

- 全講座を受講し、令和5年度中に防災士資格取得を希望する方には、取得費用の助成を行う。

対策内容	実施主体	工 程		
		短期	中期	中長期
防災教育や防災知識の普及	箱根町			

早川流域において、上記を含む類似・同様な取組を実施している自治体  
箱根町、小田原市